

請願第 1 号

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願

令和3年2月12日

伊勢市議会議長 浜口 和久様

住所 津市柳山津興 1535-31  
氏名 (社)三重県たばこ販売協同組合  
津・伊勢支部 支部長 中村勝春

住所 伊勢市曾根 2-11-28  
氏名 津支部副支部長兼伊勢代表理事 廣 勇照

住所 伊勢市曾根 2-11-28  
氏名 津・伊勢支部女性部長 向井千代

紹介議員

福井輝夫  
西山則夫



## 請願趣旨

たばこ税は、国・地方の重要な財源であり、特に地方財政においては年間一兆円を上回る貴重な財源として、長年に亘って多大な貢献を果たしています。

伊勢市における地方たばこ税収入は、令和元年度約7億4千2百万円が納付され、市の様々な行政サービスに役立っているものと思います。

昨今、国内のたばこを取り巻く環境は、昨年4月1日から改正健康増進法が全面施行され、喫煙者の多くは屋内施設において喫煙を楽しむことが出来なくなってしまい、仕方なく屋外に出て一服されており、そのことで望まない受動喫煙が生じたり、吸い殻のポイ捨て、歩きたばこ、更には火災に繋がることも心配されるところです。

「望まない受動喫煙」の防止及び環境美化の観点、加えて安定的な税収を確保する面からも、喫煙者（大人の約20%）を一方的に排除するのではなく、必要な場所に喫煙（分煙）場所を設けることこそが必要であると考えます。

令和元年12月に与党が取りまとめた「令和2年度税制改正大綱」において、「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促す」とされております。加えて、昨年1月に総務省自治税務局より発出された「令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」では、「望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や、駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取り組みは、今後の地方たばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方たばこ税の活用を検討していただきたいこと。」と記載しております。

そしてまた、本年1月20日に国当局より各都道府県に通達されました「令和3年度地方税制改正、地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」で、第二項の10の地方たばこ税に係る対応についてで、屋外分煙施設等の整備の促進が大きく扱われております。

以上をふまえ、下記の事項を請願いたします。

## 請願事項

望まない受動喫煙防止策として、また、たばこ税の安定確保策として、市に納付される地方たばこ税の一部を、毎年計上のうえ、次の通り分煙環境整備に充てられることを求めます。

- 1 市が所有・管理する公共施設・場所において、今後ともたばこを吸われる方吸われない方、双方に配慮した喫煙場所の維持・設置及び管理を行うこと。
- 2 喫煙者に対して、法に基づく喫煙ルールの周知と、更なる喫煙マナー向上を目的とした施策に取り組むこと。
- 3 国に対し、市から地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備を要望していただくこと。